

## よくある質問：一般的な申請手続等の流れ

### 構想届編

1. 構想届4部（正、消防、閲覧用2部）＋各課協議分を提出
2. 現地に構想表示板を設置
3. 構想表示板設置届3部提出（正、閲覧用2部）
4. 上記3の届出日から10日経過
5. 説明対象者への説明（計画・手続）を行う
6. 構想説明報告書3部提出（正、閲覧用2部）
7. 上記6の報告書の閲覧開始
8. 上記7の閲覧開始日から14日経過（意見書提出期限経過）
9. 意見書のない旨の報告書3部提出、又は意見書に対する見解書の写し3部提出
10. 上記1の構想届に対する関係各課の助言指導書の受領（10番目ということではありません。）

### 条例協議編

1. 協議申請書4部（正、副、閲覧用2部）＋各課協議分を提出
2. 現地に事業計画表示板を設置
3. 事業計画表示板設置届3部提出（正、閲覧用2部）
4. 対象者へ説明を行う
5. 事業計画説明報告書3部提出（正、閲覧用2部）
6. 事業計画説明報告書審査終了通知書の受領
7. 上記1の協議申請書に対する関係各課の助言指導書の受領（7番目ということではありません。）
8. 上記7の助言指導に対する関係各課との協議
9. 協議書の締結
10. 工事着手届3部提出（正、閲覧用2部）

### 開発許可編

1. 32条協議申請書2部（正副）＋各課協議分を提出
2. 上記1の32条協議申請書に対する関係各課の協議事項書の受領
3. 上記2の協議事項に対する関係各課との協議
4. 32条協議書の締結
5. 開発許可申請書2部提出（正副）
6. 開発許可通知書の受領
7. 工事着手届1部提出